

「戦争する国」に反対する宗教者第3回緊急集会

共謀罪と内心の自由

2017年4月21日（金）

共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会 事務局長

日本民主法律家協会 事務局長

弁護士 米 倉 洋 子

共謀罪が「内心の自由を奪う」とは、どういうことなのか。

一般的な意味は？

宗教者のみなさんにとって、特別の意味があるか？

I 共謀罪（「テロ等準備罪」）とはどんな法律か？

犯罪を実行しなくても、犯罪の実行を話し合った（共謀した・計画した）だけで処罰できるようにする法律。

過去3回（2003年、2004～2005年、2005～2009年）国民の強い反対により、廃案になっている。

過去の法案では「共謀」という言葉が使われていたから「共謀罪」。今回は「計画」に置き換えられたが、違いはまったくない。

「テロ等準備罪」は正式名称ではない。政府が勝手にそう呼んでいるだけ。

正式には、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（略称：組織犯罪処罰法/1999年）の改正法（6条の2を挿入）。

2017年3月政府案

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

- ①長期4年以上の刑を定める犯罪のうち別表4の277の犯罪について
- ②テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表3の罪を実行することにあるもの）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの
- ③遂行を2人以上で計画したものは、
- ④その計画をした者のいずれかにより犯罪の実行のための資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の当該犯罪の準備行為が行われたときは、
- ⑤長期4年以上10年以下の犯罪を共謀した場合は、2年以下の懲役・禁錮に処する。
死刑・無期・長期10年以上の犯罪を共謀した場合は、5年以下の懲役・禁錮に処する。

3月21日（火）閣議決定、4月6日（木）審議入り、4月19日（水）法務委員会で実質審議入り。政府与党は、「衆議院法務委員会で30時間審議すればよい」「4月中に衆議院通過、5月中に成立をめざす」。法務委員会の審議は1日7時間。強行採決も辞さない構え。

Ⅱ 共謀罪はどこが問題なのか？－「話し合うだけで罪となる」

【前提：近代刑法の根本原則】

共謀罪は（広義の）刑法。国民を処罰するための法律。国家の刑罰権は、国家権力が強制的に国民の生命・自由を奪うことができる、最も強力な権力。国家権力にとって気に入らない国民を抑圧する道具になりやすいことは歴史が証明している。

従って、近代刑法では「謙抑性」「必要最小限度」が重視され、日本の刑法も、次のような原則で作られている。

- ある行為を犯罪とするためには、原則として、行為が他人の権利・法益（生命・身体・自由・名誉・財産など）を侵害するものでなければならない（行為原則・侵害原則）。
 - ・原則として、「既遂」（結果が発生）を処罰
 - ・例外として、殺人・放火など重大な犯罪については、結果発生前に処罰
 - 「未遂」（犯罪の実行に着手したが、結果不発生）
 - 「予備」（実行の着手前の具体的な準備行為）・・・殺人・強盗・放火など40
 - 「陰謀」・・・内乱など4
 - 「共謀」・・・特定秘密保護法・爆発物取締法など14
- 何が犯罪で、何が犯罪でないかが、明確に法律で定められていなければならない（罪刑法定主義・刑法の自由保障機能）。

【共謀罪の問題点】

1 内心・意思を処罰

「予備」にも至らない、「共謀」・「計画」という、内心や意思を、それだけで独立の犯罪として処罰する。人が集まって話をしているだけで「犯罪」の成立を認め、そのあとやめても、「犯罪」は消えない。濫用・人権侵害の危険が極めて高い。

- ・労働組合で「要求を実現するまで社長を社長室から出さないようにしよう」と話し合う（監禁罪の共謀罪）
- ・市民団体が「辺野古基地の工事をさせないため座り込みをしよう」と話し合う（組織的威力業務妨害罪の共謀罪）

※組織犯罪処罰法で業務妨害罪は「3年以下」から「5年以下」に重罰化。共謀罪対象に。
⇒話し合っただけで、実行の着手がなくても共謀罪は成立する。＝刑法の大改悪

※空き巣の例。窃盗罪には予備罪がない。玄関に入っても、住居侵入罪にはなるが、窃盗罪にはならない。「物色行為を始めたとき」に初めて窃盗未遂罪が成立。

※刑法の中止未遂。犯罪の実行に着手しても、やめれば刑の必要的減軽免除。

※共謀罪では、自首した場合に限り刑の必要的減軽免除（市民団体にスパイを送り込み、「犯罪」を扇動し、「共謀」が成立した時点で「自首」すれば、スパイは刑が免除され、メンバーは共謀罪で処罰される）。

2 「共謀」＝「計画」のあいまいさ

- ・「目くばせ」でも「共謀」になる場合があるとの国会答弁がある（２００５年）。
- ・「未必の故意による黙示の共謀」を認めた裁判例もある（ただし、犯罪が実行された場合）。
…「こういう行為をしたら犯罪とされる結果が発生するかもしれないけれど、それでも構わない」と、みんなで口には出さずに合意した。
- ・メールやラインでも（今年の国会）
- ・「共謀」を「計画」と言い換えても同じこと。

3 「準備行為」のあいまいさ

- (1) ２００６年与党修正試案でも「準備行為」は要件とされていた。
決して、新たに厳格にしたものではない。
- (2) 「準備行為」は、犯罪の「構成要件」ではなく「処罰条件」に過ぎないとの国会答弁がある（２００６年）。
 - ・あくまでも「共謀」（計画）だけで犯罪は成立し、準備行為は起訴・処罰の条件に過ぎないというもの。
 - ・従って、「共謀」だけで「準備行為」がなくても、逮捕・勾留・搜索・差押などの強制捜査が可能（２００６年の答弁）。これは大変なこと。
 - ・今年の国会では、政府は、準備行為も構成要件だ、準備行為がなければ逮捕や搜索はできないと答弁。しかし、何の保障もない。
- (3) 仮に「準備行為」が「構成要件」だとしても、「準備行為」は極めてあいまい。まったく安心できない
 - ・「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の準備行為」は、「予備」にも至らない行為。その範囲は非常に広く曖昧で、捜査機関の解釈次第で、どうにでも認定できる。
 - ・ホテルに泊まるために銀行でお金を下ろす（２００６年国会答弁）。
 - ・座り込みのために現場の地理を調べる。
⇒これで「準備行為」。犯罪を実行しなくても共謀罪成立。
 - ・そもそも、ある人が公園を歩いているとき、散歩をしているのか、花見の下見をしているのか、犯罪場所の下見をしているのか、外形的には区別がつかない。どうやって判断するのか？
⇒判断するのは警察当局。公園を歩いている「目的」がわからなければ判断できない。
目的を知るためには、日常的に市民の行動を監視することが必要。

4 「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」だけが処罰の対象？

－市民団体・労働団体・一般市民の話し合いも、対象となる

- (1) 「組織的犯罪集団」の要件も、廃案となった２００６年与党修正案にすでに入っていた。
決して「新しい要件」ではない。
- (2) 「テロ」は最近あわてて入れた印象操作のための言葉
今年３月に閣議決定しようとした法案には「テロ」の言葉が一つもなかった。「テロ防止」は口実ではないかと野党・市民から厳しく指摘され、あわてて「テロ」の言葉を入れた。しか

し、「テロリズム」の定義もない。「その他」とは何かもわからない。印象だけ。

(3) 「組織的犯罪集団」かどうかは、捜査当局の判断に委ねられる。

- ・何の要件もない。破防法や指定暴力団のように公安委員会が指定した団体に限るものではまったくないことに注意。
- ・「犯罪目的」を名乗る団体はない。2人以上いれば「集団」とされる可能性。

(4) 市民団体・労働団体など一般市民の合法的団体も対象になる

- ・過去に「犯罪」を繰り返したといった常習性・継続性は不要（2006年国会答弁）。
- ・合法的な団体でも、「その目的が犯罪を実行することにある団体に一変したときは」組織的犯罪集団にあたる（今年2月16日法務省答弁）。
- ・「団体」というべきものがなくても、数人で「今、犯罪の相談をした」と認められれば「組織的犯罪集団」と認定される可能性は十分にある。

5 対象犯罪が異常に多い

— 277に絞っても、テロとは無関係の、普通の市民に身近な犯罪が多数

(1) テロや国際的犯罪とは無関係の犯罪・一般市民に身近な犯罪が多数並んでいる

例えば・・・

- ・窃盗、横領、傷害などありふれた犯罪
- ・組織的威力業務妨害罪、組織的強要罪など
…市民団体、労働団体が狙われる
- ・偽りにより所得税、法人税、消費財を免れる行為…「偽り」かどうか判断するのは警察
- ・著作権法違反、商標法違反、特許権侵害

※ これらの犯罪の「共謀」（計画）をしたと警察がみなせば、その後、実際には犯罪行為をしなくても、共謀罪は成立し、強制捜査の対象になる。

※ 警察が、取り締まりたい時に、取り締まりたい人・団体を取り締まることができる。これが共謀罪の恐ろしさ。治安維持法と同じ。

(2) 対象犯罪をもっと絞り込めば大丈夫？

- ・そもそも政府見解は、「犯罪の内容に応じて対象犯罪を選ぶことは条約上できない」（絞り込みは不可能）というものだった（閣議決定）。絞り込めるなら条約批准に共謀罪は不要なはず。（条約については後述）。
- ・そもそも、あいまいな「共謀」（計画）、「準備行為」だけで犯罪として処罰できるという、あいまいな法律の枠組みそのものが危険。いったん成立すれば、法改正による拡大の可能性も大いにある（治安維持法から盗聴法まで）。許してはならない。

Ⅲ テロ防止のための国際組織犯罪防止条約を批准するために共謀罪が必要？

「国際組織犯罪防止条約」とは、2000年国連総会で採択され、2003年日本の国会が承認した条約（別名、TOC条約、パレルモ条約）。政府は、

- ①この条約はテロ対策のためのもの。条約を批准しなければ、オリンピックは開催できない
②この条約を批准するためには共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）の新設が必要
と主張しているが、果たしてそうか？

1 テロ対策のための条約ではない

この条約が採択されたのは2001年の9・11事件よりも前。テロ対策のための条約ではなく、マフィアなどの国境を超える組織的犯罪集団の犯罪を防止するためのもの。

そのことは、同条約1条が、「組織的犯罪集団とは・・・金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため・・・重大な犯罪・・・を行うことを目的として一体として行動するもの」と定義していることや、マネーロンダリングや犯罪収益の没収等についての詳細な条文が条約の大半を占めていること等から明らか。

2 共謀罪を成立させなくても条約は批准できる

(1) 条約5条

条約5条は、締結国に、長期4年以上の重大犯罪について「共謀罪」又は「参加罪」の立法措置を義務付けているように読める。

※但しここでも共謀罪は「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを…合意すること」とされていることに注意。

(2) しかし共謀罪は不要—自国の国内法の基本原則に従えばよい

- ・条約34条は、「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」と定める。
- ・国連の「立法ガイド」51項は、共謀罪や参加罪などの法的概念を持たない国においては、これらの概念を強制することなく、組織犯罪集団に対する実効的な措置をとることも条約上認められると述べる。

(3) 条約審議の際、日本政府は「我々の法原則と両立しない」と明言

「すべての重大犯罪の共謀と準備の行為を処罰化することは、我々の法原則と両立しない」

※ある時点で政府見解が完全に変わった。アメリカとの密約があったのではないと言われる。

(4) 条約は「越境性」ある犯罪のみを対象としている

条約で「国際的」犯罪と訳されているものは、正確には「越境的」（国をまたいで実行される）犯罪。条約は、国内で完結する長期4年以上の犯罪全部について共謀罪・参加罪を要求しているものではない。

(5) 条約を批准した各国（187か国）の状況

- ・条約は、一部の条項を留保して批准することが可能。ウクライナ。アメリカも、共謀罪を持たない州があるため一部留保したと言われている。
- ・批准した国のうち共謀罪を新設した国は2か国のみ（ノルウェー・ブルガリア）。
- ・越境性を要件とする共謀罪を制定して批准した国もある（セントクリストファー・ネイビス）。

(6) 日本政府（外務省）の論理の崩壊

- ・外務省は、つい先日まで、「条約を批准するためには、長期4年以上のあらゆる犯罪（676）を対象とする共謀罪を新設しなければならない」（2006年）と言っていた。ところが批判を受けて277に絞った。絞ることができるなら、現行法でテロ対策もマフィア対策もできているから、共謀罪は不要、ということができる。

⇒日本政府の共謀罪法案は、

- ・条約を「テロ対策」のものと曲解した上、
 - ・あまりにも形式的に条約の文言を解釈して共謀罪の成立を必須だと強弁し、
 - ・経済的利益の目的や、犯罪の越境性に関係なく、
 - ・277もの犯罪を共謀の段階で犯罪化しようとするものであり、異常。
- ⇒条約とは別の目的（国民の言論弾圧などの治安強化）を狙っているとしか考えられない

Ⅳ 共謀罪がなくてもテロ対策はできる

- ・日本はテロ対策のための13の条約をすべて批准。
ハイジャック防止条約／シージャック防止条約／プラスチック爆弾防止条約等々。
これに基づく国内法化も完了。
- ・テロ対策・テロ防止に役立つ国内法整備（予備などの段階でも処罰できるもの多数）。
テロ資金提供処罰法／サリン等による人身被害の防止に関する法律／ハイジャック防止法／
放射線を拡散させて人の生命等に危険を生じさせる処罰を可能とする法律／凶器準備集合
罪／特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（ピッキング防止罪）／軽犯罪法（暴行の共
謀＋予備行為を処罰）／組織犯罪処罰法等々。・・・あまりの重罰化に批判の声も多いほど。
※2017年2月3日の予算委員会での山尾しおり議員の質問参照。政府は、「ハイジャック目的で航
空券を買った場合共謀罪がなければ対応できない」→その場合「ハイジャック防止法の予備罪で
対応できる」との昭和45年5月11日刑事局答弁あり。
- ・そもそも憲法9条を守り、戦争法を廃止し、日本がテロの対象とならない平和国家になること
が、最大のテロ防止策。

Ⅴ なぜいま共謀罪なのか・なぜ成立させてはならないのか

安倍政権は、戦争法を成立させ、憲法9条の改正をめざすことを明言している。
日本の軍事大国化、「戦争する国づくり」の道を進もうとしている。

しかしこれに対抗して、戦争法の廃止を求め、改憲に反対する巨大な国民運動や、歴史上初め
ての「市民と野党の共同」が生まれ、戦争勢力を脅かしている。「

戦争は、戦争に反対する言論・運動を規制する仕組みがなければ遂行できない。
戦前の治安維持法（1925年）はまさにそのためにあった。戦時刑事法制。

安倍政権が、過去3度廃案になった共謀罪をいま成立させようとする狙いは、「戦争する国づく
り」を阻もうとする市民・団体の大きな運動を規制できる法制度を作っておくため。2013
年の特定秘密保護法、2015年の戦争法、2016年の刑事訴訟法・盗聴法の改悪の流れの
延長であり、集大成ともいえる。

共謀罪は、市民に広く処罰の網をかけておく法律。すぐに発動するとは思われない。取り締ま

りたいときに、取り締まりたい人・団体を、いつでも取り締まれるようにしておく。
起訴・処罰までされなくても、1つでも市民団体に適用して市民を共謀罪で逮捕したら、ものすごい萎縮効果。

共謀罪ができると、「共謀罪という犯罪」を防止・摘発することは警察の正規の業務となる。裁判官の令状による強制捜査でなくとも、「共謀罪を犯しそうな人・団体」の思想や日常的な行動について「任意」の行政警察活動・情報収集を行うことが、広範囲に正当化・合法化される。市民にとってみれば、「この人は何の目的で、何をしているのか」、「日ごろ、どんなことを言ったり書いたりしているのか」、「何を考えているのか」を、つねに監視・調査されることが当たり前となる。

権力に都合の悪い思想や活動に近づくことを市民は恐れ、自重するようになる。
これが「監視社会」・「内心の自由を侵す」という意味。

VI 権力はなぜ宗教者を弾圧するのか？

一宗教者にとっての共謀罪・「内心の自由が侵される」の意味

私たちは、共謀罪は政府に異を唱える市民・団体をターゲットにするものだと反対している。しかし宗教・信仰は本来、政治とは無縁のはず。それなのに、治安維持法の時代には、特に政治的な活動をしているわけではない宗教団体が激しく弾圧された。なぜなのか。

ホーリネス教会事件で処罰された山崎鷲夫氏の言葉

- ・国家権力が、「天皇陛下とイエス・キリストとどちらが偉いか」と、宗教と政治を同一の次元においてとらえた
 - ・キリストの再臨によって千年王国が樹立されるとの聖書の解釈が「国体変革」と受け取られた
 - ・宗教上の事柄と政治上の事柄とが混同され、自己の信ずる宗教をまじめに奉ずることが検挙の対象になった
- (以上、岩波新書『宗教弾圧を語る』1978年より抜粋要約)

国家権力が、ホーリネス教会の信者が現実に天皇制を妥当して「千年王国の樹立」を画策していたと考えたはずはない。「国体変革」はこじつけ。

戦争をするためには、国民の支持が必要。国民に多大な犠牲を与える大きな戦争であればあるほど、圧倒的な支持・絶対的な服従がなければ、戦争を遂行できない。

自由な心をもつ国民は、戦争遂行勢力にとって、戦争の妨害者。

宗教者が、深い精神世界を持ち、世俗の価値観とは異なる価値観をもっていること自体、政府にとって脅威であり、だからこそ、反政府的な言動・活動などしなくても弾圧の対象とされたのではないか。

仮に共謀罪が成立し、「戦争する国づくり」が進めば、宗教者は、「信仰内容」という権力に最も手を触れさせたくない内心の問題について、監視の対象とされるのではないか。

市民の精神的自由、特に宗教者の信仰の自由を守るため、共謀罪を何としても廃案に。

第六條の次に次の一條を加える。

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

第六條の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 五年以下の懲役又は禁錮

二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 二

年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正權益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。